

当社原子力発電所に係る  
原子力規制委員会設置法附則に基づく届出について

福島第一原子力発電所事故を受け、重大事故対策の強化等が図られ、平成25年7月8日に改正された原子炉等規制法において、従来、原子炉設置許可申請書の添付書類に記載していた「放射線管理」や、「事故評価等に関する事項」を同申請書本文として、記載することが規定されたことを受け、以下のとおり届出しています。

	川内	玄海	
	1, 2号機	3, 4号機	1, 2号機
届出書の提出 (※1)	平成25年7月8日	平成25年7月12日	平成25年12月26日
届出書の補正 (※2)	平成26年4月30日	平成26年5月30日	平成26年5月30日

- ※1 原子力規制委員会設置法附則の規定に基づき、同申請書の添付書類九及び添付書類十に記載している事項を、新たに同申請書本文の九号及び十号として、届出書を提出。
- ※2 提出した届出書に対する原子力規制庁からの指摘を踏まえ、本文九、十号の記載内容の更なる拡充を行い、届出の補正書を提出。

(参 考)

- 本文九号：発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項  
(従来、同申請書添付書類九に記載している事項)
- 本文十号：発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するための必要な施設及び体制の整備に関する事項  
(従来、同申請書添付書類十に記載している事項)

以 上